

加古川市国民保護対策本部及び加古川市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する要綱

平成19年1月30日
総務部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市国民保護対策本部及び加古川市緊急対処事態対策本部条例（平成18年条例第30号。以下「条例」という。）第6条及び第7条において準用する条例第6条の規定に基づき、加古川市国民保護対策本部及び加古川市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 加古川市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。）第25条第2項の規定による指定の通知を受けたときに設置するものとし、同条第4項において準用する同条第2項の規定による指定の解除の通知を受けたときに廃止するものとする。

(対策本部の組織)

第3条 条例第2条第2項に規定する加古川市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は防災監をもって充てる。

2 条例第2条第3項に規定する加古川市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 上下水道事業管理者
- (4) 加古川市部長会議規程（平成元年訓令甲第7号）第2条第1項に規定する者

3 加古川市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）に事故あるときは、加古川市副市長事務分担規則（平成31年3月29日規則第11号）第4条の例により、副市長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 条例第3条第1項に規定する会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

(部及び班)

第5条 対策本部に条例第4条第1項に規定する部を、部に班を置く。

- 2 部に部長、部付及び本部連絡員を、班に班長を置く。
- 3 部及び班の名称並びに部長、部付、本部連絡員及び班長（以下「部長等」という。）に充てる者並びに部及び班の事務分掌並びに班に属する課等の職員は、別表のとおりとする。

(現地対策本部の設置)

第6条 本部長は、武力攻撃災害が発生した場合において必要と認めるときは、原則として、最も被害が大きいと見込まれる地区支部に現地対策本部を設置する。

- 2 本部長は、武力攻撃災害の拡大するおそれが解消し、かつ国民保護措置が概ね完了し

たと認めるときは、現地対策本部を廃止する。

(現地対策本部の組織)

第7条 条例第5条第1項に規定する現地対策本部長は、原則として副本部長のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部に現地対策副本部長を置き、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地対策副本部長は、現地対策本部長を補佐し、現地対策本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度本部長が定める。

(準用)

第9条 第2条から前条までの規定は、加古川市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この要綱は、平成19年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

市の各部・班の機能

◎印は対策本部員、○印は本部連絡員、●印は警戒本部員

部 名 等	班 名 (班長)	事 務 分 掌	課 等 名
総括部 【部長】 ◎総務部長	総括班 ○危機管理担当部長	1. 市対策本部の総括に関する事 2. 市の各部との連絡及び総合調整に関する事 3. 市対策本部の情報収集及び取りまとめに関する事 4. 県の対策本部との連絡、調整、及び情報の共有に関する事 5. 他の市町及び県との協議及び応援等に関する事 6. 指定公共機関及び指定地方公共機関等への措置要請に関する事 7. 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めに関する事 8. 避難実施要領の策定に関する事	防災対策課
	庶務班 ●総務部次長	1. 職員の服務及び動員の調整に関する事 2. 特殊標章等の交付及び使用の許可に関する事 3. 他市町村への応援職員の派遣に関する事 4. 災害応急対策の取りまとめに関する事 5. 災害応急車両の借り上げに関する事 6. 災害対策用物資（食糧を除く）の調達に関する事 7. 災害に係る問合せに関する事 8. 各部との連絡調整に関する事	総務課 人事課 職員課 管財課 契約検査課
広報・情報部 【部長】 ◎企画部長 【部付】 ○●秘書室長 参事（財務担当）	広報・情報班 ●企画部次長	1. 市における広報に関する事 2. 安否情報の照会受付、回答に関する事 3. ホームページにおける情報提供に関する事 4. 外国人に対する情報提供及び相談に関する事 5. 陳情要望事項等の取りまとめに関する事 6. 国民保護措置に関する予算措置に関する事	秘書課 政策企画課 広報・行政経営課 財政課 情報政策課
調査部 【部長】 ◎税務部長 【部付】 参事（徴収担当） ◎議会事務局長 ●議会事務局次長 ○●選挙管理委員会事務局長 ○●監査事務局長 ○●農業委員会事務局長	調査班 ●税務部次長	1. 安否情報の収集及び家屋の被害調査に関する事 2. 被災証明の発行に関する事 3. 災害による市税等の減免に関する事	市民税課 資産税課 収税課 債権管理課 議事総務課 選挙管理委員会事務局 公平委員会事務局 監査事務局 農業委員会事務局

<p>援護部</p> <p>【部長】</p> <p>◎福祉部長</p> <p>【部付】</p> <p>◎こども部長</p> <p>●こども部次長</p>	<p>援護班</p> <p>●福祉部次長</p>	<p>1. 生活再建に関すること</p> <p>2. 要配慮者（避難行動要支援者を含む）の対策に関すること</p> <p>3. ボランティアセンターの設置に関すること</p> <p>4. 被災者の健康相談及び心のケア対策に関すること</p>	<p>高齢者・地域福祉課</p> <p>法人指導課</p> <p>生活福祉課</p> <p>障がい者支援課</p> <p>介護保険課</p> <p>こども政策課</p> <p>家庭支援課</p> <p>育児保健課</p> <p>幼児保育課</p> <p>こども療育センター</p>
<p>救護部</p> <p>【部長】</p> <p>◎健康医療部長</p>	<p>救護班</p> <p>●健康医療部次長</p>	<p>1. 救護班の編成及び救護所の運営に関すること</p> <p>2. 医療機関との連絡調整に関すること</p> <p>3. 被災者の健康相談及び心のケア対策に関すること</p> <p>4. 感染症対策に関すること</p> <p>5. 避難者用食料等の物資の調達及び配布に関すること</p> <p>6. 炊き出しの実施に関すること</p> <p>7. 避難所運営の応援に関すること</p> <p>8. 避難対象者の避難支援の実施に関すること</p>	<p>地域医療課</p> <p>新型コロナウイルス接種推進課</p> <p>市民健康課</p> <p>国民健康保険課</p> <p>医療助成年金課</p>
<p>環境部</p> <p>【部長】</p> <p>◎環境部長</p> <p>【部付】</p> <p>事業担当部長</p>	<p>環境班</p> <p>●環境部次長</p>	<p>1. 廃棄物の処理に関すること</p> <p>2. 応急仮設トイレに関すること</p> <p>3. 廃棄物の応急処理施設及び仮処分地の確保に関すること</p> <p>4. 環境衛生対策に関すること</p> <p>5. 動物の保護等に関すること</p>	<p>環境政策課</p> <p>環境保全課</p> <p>環境第1課</p> <p>環境第2課</p> <p>環境施設課</p>
<p>避難対策部</p> <p>【部長】</p> <p>◎市民協働部長</p> <p>【部付】</p> <p>参事（人権施策担当）</p> <p>参事（スポーツ担当）</p> <p>○●会計管理者</p>	<p>避難支援班</p> <p>●市民協働部次長</p>	<p>1. 避難者用食料等の物資の調達及び配布に関すること</p> <p>2. 炊き出しの実施に関すること</p> <p>3. 避難所の開設及び運営の応援に関すること</p> <p>4. 埋葬及び火葬に関すること</p> <p>5. 避難対象者の避難支援の実施に関すること</p> <p>6. 災害に関する問い合わせ及び相談に関すること</p> <p>7. 町内会連合会等の連絡調整に関すること</p> <p>8. 外国人に対する情報提供及び相談に関すること</p>	<p>市民課</p> <p>人権文化センター</p> <p>荻古川市民総合サービスプラザ</p> <p>市民活動推進課</p> <p>生活安全課</p> <p>スポーツ・文化課</p> <p>会計課</p>
	<p>地域活動班</p> <p>各市民センター所長</p>	<p>1. 各市民センター区域の被害状況、安否情報、災害対策実施状況等の情報収集、報告に関すること</p>	<p>各市民センター（9カ所）</p>
<p>避難所運営部</p> <p>【部長】</p> <p>◎教育総務部長</p> <p>【部付】</p> <p>◎教育指導部長</p> <p>●教育指導部次長</p> <p>参事（公民館統括担当）</p> <p>参事（青少年育成担当）</p> <p>参事（学校教育担当）</p>	<p>避難所運営班</p> <p>●教育総務部次長</p>	<p>1. 避難所の開設及び運営に関すること</p> <p>2. 学校施設の保健衛生に関すること</p> <p>3. 被災児童生徒等の教育に関すること</p> <p>4. 市立学校における警報の伝達、児童及び生徒の安全確保及び避難誘導に関すること</p> <p>5. 避難所における安否情報の収集に関すること</p> <p>6. 学用品の給与に関すること</p>	<p>教育総務課</p> <p>学務課</p> <p>学校施設課</p> <p>社会教育課</p> <p>学校教育課</p> <p>青少年育成課</p> <p>教育研究所</p> <p>文化財調査研究センター</p> <p>少年自然の家</p> <p>中央図書館</p> <p>各公民館</p>

<p>応急対策第1部</p> <p>【部長】</p> <p>◎産業経済部長</p> <p>【部付】</p> <p>参事(市場担当)</p> <p>参事(観光振興担当)</p>	<p>産業班</p> <p>●産業経済部次長</p>	<p>1. 農林水産関係の被害調査に関する事</p> <p>2. 商工業者の被害調査及び対策に関する事</p> <p>3. 生鮮食料品の流通対策に関する事</p> <p>4. 生活必需品の流通確保に関する事</p>	<p>産業振興課</p> <p>農林水産課</p>
<p>応急対策第2部</p> <p>【部長】</p> <p>◎建設部長</p> <p>【部付】</p> <p>建築担当部長</p> <p>参事(技術担当)</p>	<p>土木施設班</p> <p>●建設部次長</p>	<p>1. 港湾、海岸の被害状況の調査及び連絡調整に関する事</p> <p>2. 応急仮設住宅の設置に関する事</p> <p>3. 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関する事</p> <p>4. 河川及び水路等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関する事</p> <p>5. 武力攻撃災害による障害物の除去に関する事</p> <p>6. 緊急交通路及び避難路に関する事</p> <p>7. 交通規制に関する事</p> <p>8. 道路、橋梁等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関する事</p>	<p>土木総務課</p> <p>営繕課</p> <p>公園緑地課</p> <p>道路保全課</p> <p>道路建設課</p> <p>治水対策課</p>
<p>応急対策第3部</p> <p>【部長】</p> <p>◎都市計画部長</p> <p>【部付】</p> <p>参事(駅周辺整備担当)</p>	<p>支援班</p> <p>●都市計画部次長</p>	<p>1. 退避の指示、警戒区域の設定、緊急通報に関する事</p> <p>2. 住民の避難誘導に関する事</p> <p>3. 警報の伝達に関する事</p> <p>4. 応急仮設住宅の設置(応急対策第2部の所管に属するものを除く。)に関する事</p>	<p>都市計画課</p> <p>市街地整備課</p> <p>まちづくり指導課</p> <p>建築指導課</p> <p>住宅政策課</p>
<p>消防部</p> <p>【部長】</p> <p>◎消防長</p> <p>【部付】</p> <p>●消防次長</p> <p>署長</p>	<p>消防班</p> <p>警防次長</p>	<p>1. 武力攻撃災害等の情報収集並びに伝達に関する事</p> <p>2. 他都市消防機関への応援要請及び受入れに関する事</p> <p>3. 災害による被害の軽減に関する事</p> <p>4. 被災者の救急・救助に関する事</p> <p>5. 消防団に関する事</p> <p>6. 住民の避難誘導に関する事</p> <p>7. 警報の伝達に関する事</p>	<p>総務課</p> <p>警防課</p> <p>救急課</p> <p>指令課</p> <p>予防課</p> <p>防災センター</p> <p>各消防署</p>
<p>上下水道部</p> <p>【部長】</p> <p>◎上下水道局長</p> <p>【部付】</p> <p>参事(事務担当)</p>	<p>上下水道班</p> <p>●上下水道局次長</p>	<p>1. 応急給水に関する事</p> <p>2. 上下水道施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関する事</p>	<p>経営管理課</p> <p>お客さまサービス課</p> <p>施設課</p> <p>配水課</p> <p>下水道課</p>

※兼務発令者について災害対策本部設置時は本務の業務に従事することとする。